

## 共同研究者の公募に係る掲示

標記について、希望者は下記により共同研究応募申請書等を提出されたく掲示する。

令和3年4月30日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 小澤 宗弘

### 1 共同研究概要

#### (1) 共同研究名称

発注者のための共同住宅における設計 BIM 導入と環境整備に関する共同研究

#### (2) 背景及び目的

国交省では、建築 BIM の推進に係る取組として、建築物の生産プロセス及び維持・管理において、BIM を通じ情報が一貫して利活用される仕組みの構築を図り、建築分野での生産性向上を図ることを目的として、官民一体の推進体制を取る「建築 BIM 推進会議」を組織する等、建築 BIM 活用に向けた市場環境の整備を推進しているところである。しかしながら、民間においては、事業者、設計者及び施工者を兼ねている一部の企業においては BIM 導入が進んでいるものの、未だ BIM 活用の幅が広がっていない状況にある。

更なる BIM 活用や業務の効率化を進めるためには、発注者、設計者、施工者及びサプライヤーとの連携構築が必須であり、その糸口として、発注者が BIM 活用を推進するメリットを見出すことが喫緊の課題となっている。

共同住宅の発注者においては、競争性のある受発注環境を整え、設計業務の実施に際し BIM 活用を前提とした設計図書を作成するために、求める BIM データ仕様と BIM 活用をする際の設計と条件の提示が必要であり、更に発注者、設計者及び施工者が共有できる標準ワークフロー及び標準 BIM モデルが求められているところである。

については、BIM を活用した設計業務の経験が豊富で、設計者として設計段階におけるフロントローディングのワークフロー構築の技術を持つ企業の高いノウハウを活用し、共同住宅における設計 BIM ガイドラインの検討及び作成に取り組むことで BIM 活用を標準化し、日本国内の BIM 活用の可能性を広げ、共同住宅に係る建設業界における建築 BIM の推進に資することを目的とする。

#### (3) 研究内容

主な研究内容は、次のとおりである。

- ① 設計 BIM 実施に係る条件整理
- ② 共同住宅用途の「(検討用) 標準 BIM モデル」の検討及び作成

③ 標準 BIM モデル活用方法の検討

④ 共同住宅用途の設計 BIM ガイドラインの整備及び「形状及び情報の詳細度表 (EIR)」の検討及び作成

(4) 研究分担

独立行政法人都市再生機構を甲、共同研究者を乙とする。

研究項目	研究細目	研究分担		備考
		甲	乙	
1. 設計 BIM 実施に係る条件整理	1-1 設計ステージ (S0, S1, S2, S3, S4 <sup>*1</sup> )、ステージで確定する設計条件、設計内容の整理	◎	○	
	1-2 発注者が BIM に求める条件の整理	◎	○	
	1-3 標準 BIM モデル整備におけるプロジェクトの選定	◎	○	
2. 共同住宅用途の「(検討用) 標準 BIM モデル」検討及び作成	2-1 標準 BIM モデル作成に当たっての「(仮) 形状及び情報の詳細度表 (EIR) (BIM 発注者要求条件 (BIM Employers Information Requirements)) に記載する程度)」の検討	○	◎	
	2-2 設計ステージごとの「(検討用) 標準 BIM モデル」の検討及び作成 (S0 モデル、S1 モデル、S2 モデル、S3 モデル、S4 モデル)	○	◎	
	2-3 「(検討用) 標準 BIM モデル」を利用した設計ステージごとの発注者メリットの洗い出し	○	◎	
3. 標準 BIM モデル活用方法の検討	3-1 設計ステージごとの発注者の設計 BIM チェック内容及び項目の検討	○	◎	
	3-2 「標準 BIM モデル」において発注者が「情報」の確認及び「確定」した際の「確定情報」とするための仕組みの検討	○	◎	
	3-3 発注者のチェック内容及び項目を確認しやすくするための色塗り図、範囲図を自動作成する「ビュー」や「集計表」等の検証	○	◎	

研究項目	研究細目	研究分担		備考
		甲	乙	
	3-4 発注者のチェック内容、項目と標準 BIM モデルの連携方法の検討	○	◎	
	3-5 BIM データと標準建築工事仕様書等の BIM モデルの連携手法の検討	○	◎	
	3-6 標準建築工事仕様書連携を使用した精度の高い概算工事費を確認する仕組みの検討	○	◎	
4. 設計 BIM ガイドラインの整備及び「形状及び情報の詳細度表 (EIR)」の検討及び作成	4-1 設計ステージごとの標準 BIM モデルを作成するための設計 BIM ガイドラインの検討及び作成。(各ステージの形状と情報の詳細度の検討)	○	◎	
	4-2 EIR に記載する詳細度表の検討及び作成	○	◎	
	4-3 発注者における BIM 活用に係る課題及びメリットに係る報告書の作成	○	◎	

- ・研究分担は◎が主担当、○を担当とする。
- ・共同研究の分担について変更が生じた場合の取扱いについては、甲乙協議の上、決定するものとする。
- ・作成した標準 BIM モデルの著作権は、当機構に帰属するものとする。

※1「建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン (第 1 版)」(令和 2 年 3 月建築 BIM 推進会議)(以下「建築 BIM 推進会議ガイドライン」という。)による。

(5) 共同研究スケジュール (案)

年度	内容
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計 BIM 実施に係る条件整理</li> <li>・共同住宅用途の「(検討用) 標準 BIM モデル」検討及び作成</li> </ul>
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準 BIM モデル活用方法の検討</li> <li>・設計 BIM ガイドラインの整備及び「形状及び情報の詳細度表 (EIR)」の検討及び作成</li> </ul>

(6) 研究費用の負担

共同研究に係る費用 (先端技術に係るノウハウ及び検証にかかる労務等の提供を含む) は、(4) 研究分担に応じて各々が負担することを原則とする。

ただし、本共同研究において、将来的に当機構に著作権が帰属する標準 BIM モデル等の作成に関する費用は当機構が負担するものとし、共同研究者と協議の上、別途費用負担に関する覚書を交換するものとする。なお、当機構は、金 120,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を目安に標準 BIM モデル等作成<sup>※2</sup>の予算を計画する。

なお、本共同研究に必要な端末及びソフトウェア環境等は乙が自ら用意するものとする。

※2 標準 BIM モデルの規模は別紙による。

(7) 履行期間

協定締結日 から 令和 5 年 3 月 15 日 まで を予定する。

(8) 実施場所

共同研究者の事務所等

2 応募要件

次の条件を満たす単体企業であること。

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2) 当機構東日本地区における令和 3・4 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「建築設計」の業種区分の認定を受けていること。

(3) 平成 23 年度以降に、新築の建築物に係る設計業務<sup>※3</sup>を受注し、完了した実績を有すること。

※3 「新築の建築物に係る設計業務」とは、延べ面積 4,000 m<sup>2</sup>以上の新築の建築物の基本設計又は実施設計業務をいう。

(4) 平成 23 年度以降に、BIM を活用した共同住宅の設計業務<sup>※4</sup>を受注し、完了した実績を有すること。

※4 「BIM を活用した共同住宅の設計業務」とは、延べ面積 4,000 m<sup>2</sup>以上の新築の共同住宅の基本設計又は実施設計業務で、BIM を活用して「建築 BIM 推進会議ガイドライン」別添参考資料の基本設計の BIM データと図書の例に示すものを作成したものという。なお、BIM の活用には、BIM の活用を前提とした設計図書の作成及び納品等を課された業務のほか、受注者として任意に BIM を活用して設計図書を作成した場合も

実績に含むものとする。

- (5) 次に示す同種業務の平成 30 年度以降に着手した実績を 1 件以上有すること。

同種業務とは、BIM を広く普及することを目的とした、国等<sup>※5</sup>の機関や建築設計に係る団体（非営利法人、公益法人に限る）が実施した BIM に関する検討又は実証実験のことをいう。（委員会開催等の事務業務のみは除く。）

※5 国若しくは国が資本金の二分の一以上を出資している法人をいう。

- (6) 以下の条件を満たす管理技術者<sup>※6</sup>及び本共同研究を総括する者（責任者）を本共同研究に配置できること。なお、管理技術者と本共同研究を総括する者（責任者）は、兼任することができるものとする。

① 一級建築士の資格を有するもの。

② 恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限日時点において恒常的な雇用関係があるものであること。なお、前述の雇用関係がないことが判明した場合は、「虚偽の記載」として取り扱う。

※6 業務等の履行に関し、業務の管理及び統括を行い、設計を行うものをいう。

- (7) 申請書の提出期限の日から審査結果通知の時までの期間に、当機構から本共同研究の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

- (8) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）

- (9) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

### 3 担当部署

- (1) 申請書及び資料について

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー 9 階

独立行政法人都市再生機構本社 技術・コスト管理部 企画課

「発注者のための共同住宅における設計 BIM 導入と環境整備に関する共同研究」

窓口

電話 045-650-0650

(2) 令和3・4年度の競争参加資格について

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー11階  
 独立行政法人都市再生機構本社 総務部 会計課  
 電話 045-650-0189

4 共同研究者を決定するための基準

申請書を提出する者は、上記2に定める応募要件を満たしていることを証明するために、下記5に定める申請書を提出すること。上記2に定める応募要件を満たしていることが確認された者の申請書については、共同研究者を決定するために、以下の基準によって評価する（35点満点）。

評価項目	評価の着眼点		評価点
	判断基準		
企業の業務実績	業務執行技術力	(別記様式3) 平成23年度以降に、当機構の設計業務※7を受注し、完了した実績を以下の順位で評価する。 ① 実績が2件ある。 ② 実績が1件ある。	① 5 ② 3
		(別記様式3) 「応募要件2(4)」を満たすものについて、平成23年度以降に「BIMを活用した共同住宅の設計業務」を受注し、完了した実績を以下の順位で評価する。 なお、実績がない場合は欠格とする。記載する業務は、各3件までとする。 ① 実績が3件ある。 ② 実績が2件ある。 ③ 実績が1件ある。	① 5 ② 3 ③ 0
		(別記様式3) 「応募要件2(5)」に示す同種業務について、平成30年度以降に着手した実績を以下の順位で評価する。なお、実績がない場合は欠格とする。記載する業務は、各3件までとする。 ① 実績が3件ある。 ② 実績が2件ある。 ③ 実績が1件ある。	① 8 ② 4 ③ 0

評価項目	評価の着眼点		評価点
		判断基準	
企業の業務実績	企業独自の取り組み	(別記様式4-1、4-2) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価するものとし、次に掲げるいずれかの認定を受けている場合に評価する。 ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）※8 ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）※9 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※10	
		① 上記認定のいずれかの認定を受けている。 ② 上記認定のいずれの認定も受けていない。	① 2 ② 0
業務遂行の確実性	業務執行技術力	(別記様式6-1) 配置予定技術者のうち管理技術者について、平成23年度以降に受注し、完了した「BIMを活用した設計業務」※11に従事した実績※12を次の順位で評価する。記載する業務は、各3件までとする。 ① 実績が3件ある。 ② 実績が2件ある。 ③ 実績が1件ある。 ④ 実績が0件ある。	① 5 ② 3 ③ 1 ④ 0
		(別記様式6-1) 配置予定技術者のうち管理技術者について、平成30年度以降に着手した「応募要件2(5)」に示す同種業務に従事した実績※12を次の順位で評価する。記載する業務は、各3件までとする。 ① 同種業務について、実績が3件ある。 ② 同種業務について、実績が2件ある。 ③ 同種業務について、実績が1件ある。 ④ 同種業務について、実績が0件ある。	① 8 ② 4 ③ 1 ④ 0

評価項目	評価の着眼点		評価点
	判断基準		
配置予定技術者の経験及び能力	業務執行技術力	(別記様式6-2) 配置予定技術者のうち本共同研究を総括する者(責任者)について、BIMに関する学識経験 <sup>※13</sup> 、平成23年度以降に受注し、完了した「BIMを活用した設計業務 <sup>※11</sup> 」及び「応募要件2(5)」に示す同種業務に従事した実績 <sup>※12</sup> について、次の順位で評価する。	
		① BIMに関する学識経験を有し、また平成30年度以降に着手した「BIMを活用した設計業務」及び「応募要件2(5)」に示す同種業務に従事した経験を各々1件以上有する	① 2
		② BIMに関する学識経験を有する。	② 1
		③ いずれにも該当しない	③ 0

※7 「当機構の設計業務」とは、当機構が発注した延べ面積4,000㎡以上の新築の建築物の基本設計又は実施設計業務をいう。

※8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)、同法第12条又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。

※9 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※10 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※11 「BIMを活用した設計業務」とは、延べ面積4,000㎡以上の新築の建築物の基本設計又は実施設計業務で、BIMを活用して「建築BIM推進会議ガイドライン」別添参考資料の基本設計のBIMデータと図書の例に示すものを作成したものという。なお、BIMの活用には、BIMの活用を前提とした設計図書の作成及び納品等を課された業務のほか、受注者として任意にBIMを活用して設計図書を作成した場合も実績に含むものとする。

※12 従事した実績とは、管理技術者又は主任技術者(管理技術者の下で各分担業務における担当技術者を総括して設計を行うものをいう。)として設計業務に従事した実績をいう。

※13 BIMに関する学識経験とは、大学またはそれに相当する教育研究機関におけるBIMに関する指導の実務経験を有することをいう。ただし、大学においては、学校教育法第九二条で定める教授、准教授としての指導実績に限る。

## 5 申請書の留意事項

### (1) 作成方法



① 申請書は、別記様式1により作成すること。

② 企業の業務実績

平成23年度以降に受注し、完了した上記2(3)の実績について別記様式2に記載すること。平成23年度以降に受注し、完了した上記2(4)の実績及び平成30年度以降に着手した上記2(5)の実績について別記様式3に記載すること。上記4の企業独自の取組に掲げる認定への適合状況を別記様式4-1及び別記様式4-2に記載すること。また、該当することを証明する書類（認定通知書、一般事業行動計画策定・変更届（都道府県労働局受領印）の写しを添付すること。

③ 登録情報

当機構東日本地区における令和3・4年度測量業者、土質調査業者、建設コンサルタント等に係る競争参加資格について、別記様式5に記載すること。

④ 管理技術者の業務実績

氏名、資格、実務経験、平成23年度以降に受注し、完了した「BIMを活用した設計業務」及び上記2(5)に示す同種業務の実績について別記様式6-1に記載すること。

⑤ 本共同研究を総括する者（責任者）の業務実績

氏名、資格、学識経験、実務経験、平成23年度以降に受注し、完了した「BIMを活用した設計業務」の実績及び上記2(5)に示す同種業務の実績について別記様式6-2に記載すること。

⑥ 標準BIMモデル等の作成に関する費用（見込み）について、具体的な概算金額を別記様式7に記載すること。

(2) 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 持参の場合

令和3年5月6日（木）から令和3年5月26日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から正午まで、午後1時から午後5時まで

注1） あらかじめ来社時間を上記3(1)に連絡の上、来社すること。

注2） 提出書類に不備があった場合、受付することができない。ただし、上記の受付期間内であれば、申請書及び資料を機構に再提出することができる。

② 郵送の場合

令和3年5月6日（木）から令和3年5月26日（水）まで（必着）

注1） あらかじめ郵送する旨を上記3(1)に連絡の上、郵送すること。

注2） 提出書類に不備があった場合、受付することができない。ただし、上記の受付期間内であれば、申請書及び資料を機構に再提出することができる。

③ 受付場所

上記3(1)に同じ。

(3) 応募方法

全ての必要書類を提出場所に事前連絡の上、内容を説明できる者が持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。

(4) 決定・非決定通知

① 申請書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位である者を1者決定する。最上位の合計点である者が2者以上あるときは、当該申請書を提出した者にくじを引かせて共同研究者を決定するものとする。共同研究者として決定した者には、当機構から書面により通知する。また、共同研究者として決定されなかった者に対しては、決定されなかった旨を当機構から書面により通知する。

② 上記①の非決定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、当機構に対して非決定理由について説明を求めることができる。

受付場所：3(1)に同じ

受付日時：説明を求めることができる最終日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）。

提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出するものとする（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

③ 当機構は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に説明を求めた者に対し書面により行う。

6 質問事項の受付

(1) この掲示文に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

① 提出期限：

持参の場合は、令和3年5月25日（火）午後5時まで。

郵送の場合は、令和3年5月25日（火）必着。

② 提出場所：上記3(1)に同じ。

③ 提出方法：別記様式8「質問書」に質問事項を記入の上、持参又は郵送により提出するものとし、口頭、電話、FAX又はメールによるものは受け付けない。

(2) 上記6(1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

① 期間

令和3年6月3日（木）から令和3年6月17日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日

を除く毎日午前 10 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで

② 場所

上記 3 (1)に同じ。

7 応募の無効

本掲示において示した応募資格のない者のした応募、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした応募は無効とし、無効の応募を行った者を共同研究者としていた場合には共同研究者の決定を取り消す。

8 手続における交渉の有無 無

9 支払条件

別添 2 「共同研究における費用負担に関する覚書」による。

10 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (1)に同じ。

11 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書及び資料は返却しない。
- (4) 総務部長は、提出された申請書を共同研究者の選定以外に提出者に無断で使用しない。  
なお、資料を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期限以降における申請書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 応募者は、申請書の提出以後はいかなる理由があっても応募を辞退することはできないため、本募集要領等を熟読の上、慎重に応募すること。
- (7) 共同研究者として選定された者は、秘密保持や研究成果の取扱い等を規定する別添 1 「共同研究協定」を締結すること。共同研究協定の内容に変更が必要な場合は、協議を行うこと。
- (8) 総務部長は、本共同研究の実施期間中において、第三者と別途「発注者のための共同住宅における設計 BIM 導入と環境整備に関する共同研究」を行う場合がある。あらかじめ承諾すること。

以 上

別紙 標準BIMモデルの規模

計画施設概要

名称	スタンダードプラン
敷地の場所	未定
建物用途	共同住宅 (平成31年国土交通省告示第98号別添二第六号第一類とする。)

敷地の条件

敷地の面積	未定
用途地域及び地区の指定	未定

建築物の条件

建物名称	共同住宅
建物規模	
階数	地上11階建て
戸数	98戸
建築面積	約510 m <sup>2</sup>
延べ面積	約4,000 m <sup>2</sup>
計画床面積	約5,600 m <sup>2</sup>
住戸タイプ数	7タイプ
住戸スパン数	7スパン

(別記様式1)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構  
総務部長 小澤 宗弘 殿

申請機関名  
代表者役職・氏名  
住所

### 共同研究応募申請書

共同研究名称

発注者のための共同住宅における設計 BIM 導入と環境整備に関する共同研究

貴機構で公募している標記共同研究に応募したいので、下記のとおり申請書を提出します。なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

#### 1 会社概要

- (1) 設立年
- (2) 資本金
- (3) 業種
- (4) 年間売上高
- (5) 従業員総数
- (6) 総技術者数

うち、博士号取得者数	人
技術士等の資格取得者数	人

#### 2 添付資料

- (1) 会社定款
- (2) 会社経歴書、貸借対照表、損益計算書

#### 3 その他（連絡担当者氏名）

(別記様式2)

企業の平成23年度以降に受注し、完了した新築の建築物に係る設計業務の実績

業務名称	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住 所 電話番号	
業務の概要	

※3 「新築の建築物に係る設計業務の実績」について記載した業務については、契約書の写しを添付すること。(1件)

注 「新築の建築物に係る設計業務」とは、延べ面積4,000㎡以上の新築の建築物の基本設計又は実施設計業務をいう。

(別記様式3)

- 企業の平成 23 年度以降に受注し、完了した当機構の設計業務の実績
- 企業の平成 23 年度以降に受注し、完了した BIM を活用した共同住宅の設計業務の実績
- 企業の平成 30 年度以降に着手した同種業務の実績

業務名称	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住 所 電話番号	
業務の概要	

- ※1 上記の該当する業務に応じて、にチェックすること。
- ※2 複数業務の提出については、実績 1 件につき 1 枚使用すること。
- ※3 「当機構の設計業務の実績」について記載した業務については、契約書の写しを添付すること。(1 件)
  - 注 「当機構の設計業務」とは、延べ面積 4,000 m<sup>2</sup>以上の新築の建築物の基本設計又は実施設計業務をいう。
- ※4 「BIM を活用した共同住宅の設計業務の実績」について記載した業務については、契約書の写し、概要の分かる資料及び BIM 活用が分かる資料を添付すること。(最大 3 件)
  - 注 「BIM を活用した設計業務」とは、延べ面積 4,000 m<sup>2</sup>以上の新築の建築物の基本設計又は実施設計業務で、BIM を活用して「建築 BIM 推進会議ガイドライン」別添参考資料の基本設計の BIM データと図書の例に示すものを作成したものという。なお、BIM の活用には、BIM の活用を前提とした設計図書の作成及び納品等を課された業務のほか、受注者として任意に BIM を活用して設計図書を作成した場合も実績に含むものとする。
- ※5 「同種業務の実績」について記載した業務については、契約書の写し、概要の分かる資料を添付すること(最大 3 件)

注 同種業務とは、BIM を広く普及することを目的とした、国等※の機関や建築設計に係る団体（非営利法人、公益法人に限る）が実施した BIM に関する検討又は実証実験のことをいう。（委員会開催等の事務業務のみは除く。）

※ 国若しくは国が資本金の二分の一以上を出資している法人をいう。



(別記様式4-1)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、様式2-2の様式を使用すること。

### 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

### 2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ プラチナくるみんの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（新基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（旧基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

### 3 青少年雇用促進法に基づく認定

○ 青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

(別記様式4-2)

**ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況**  
**(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に**  
**規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)**

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し)を添付すること。

**1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等**

- プラチナえるぼしの認定に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している状態に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。  
【 該当 ・ 該当しない 】

**2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定**

- プラチナくるみんの認定に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(新基準)に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(旧基準)に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】

**3 青少年雇用促進法に基づく認定**

- 青少年雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)に相当している。  
【 該当 ・ 該当しない 】

(別記様式5)

令和 年 月 日

会社名 \_\_\_\_\_

### 競争参加資格の確認について

令和3・4年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、開札時までに業種区分「建築設計」の資格を有すると認定された者であることを

( ) 認定済の登録番号 ※1

( ) 申請中に基づき、申請時の受付印が押された「受理票」の写し ※2

※いずれかに○

のとおり証明いたします。

記

認定済の登録番号

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

以 上

---

※1 以下より、登録番号を確認のうえ、ご記入ください。

当機構ホームページ>入札・契約情報>入札等に参加される皆さまへ

<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

※2 申請中かつ開札時までに認定を受ける際は、本様式に「別紙のとおり」と記載のうえ、

申請時の受付印が押された「受理票」の写しを、本様式と合わせてご提出ください。

(参考) 認定通知書の送付取りやめに関する周知

当機構ホームページ>入札・契約情報>競争参加資格（申請・変更）

<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

(別記様式6-1)

管理技術者の実績

配置 予 定 技 術 者	氏名：	
	現所属・役職：	
	一級建築士 <sup>※1</sup> ： (登録番号：                      所得年月日：                      )	実務経験： 年      ヶ月
	【平成23年度以降に受注し、完了したBIMを活用した設計業務に従事 <sup>※2</sup> した実績】	
	業務名： 契約金額： 履行期間： 発注機関名 <sup>※3</sup> 、住所、電話番号： 業務の概要 <sup>※4</sup> ：	
	【平成23年度以降に受注し、完了したBIMを活用した設計業務に従事 <sup>※2</sup> した実績】	
業務名： 契約金額： 履行期間： 発注機関名 <sup>※3</sup> 、住所、電話番号： 業務の概要 <sup>※4</sup> ：		
【平成23年度以降に受注し、完了したBIMを活用した設計業務に従事 <sup>※2</sup> した実績】		
業務名： 契約金額： 履行期間： 発注機関名 <sup>※3</sup> 、住所、電話番号： 業務の概要 <sup>※4</sup> ：		
【平成30年度以降に着手した同種業務に従事 <sup>※2</sup> した実績】		
業務名： 契約金額： 履行期間： 発注機関名 <sup>※3</sup> 、住所、電話番号： 業務の概要 <sup>※4</sup> ：		
【平成30年度以降に着手した同種業務に従事 <sup>※2</sup> した実績】		
業務名： 契約金額： 履行期間： 発注機関名 <sup>※3</sup> 、住所、電話番号： 業務の概要 <sup>※4</sup> ：		

	<p>【平成 30 年度以降に着手した同種業務に従事<sup>※2</sup>した実績】</p> <p>業務名：</p> <p>契約金額：</p> <p>履行期間：</p> <p>発注機関名<sup>※3</sup>、住所、電話番号：</p> <p>業務の概要<sup>※4</sup>：</p>
--	--

- ※1 関連機関による登録の証明書を添付すること。
- ※2 従事した実績とは、管理技術者（業務等の履行に関し、業務の管理及び統括を行い、設計を行うものをいう。）、又は主任技術者（管理技術者の下で各分担業務における担当技術者を総括して設計を行うものをいう。）として設計業務に従事した実績をいう。
- ※3 発注機関名は国、地方公共団体、独立行政法人又は企業等とする。
- ※4 記載した業務については、以下に示す資料を添付すること。
  - ・当該業務に係る契約書等の写し、概要の分かる資料及び BIM 活用が分かる資料
  - ・当該業務に従事したことを証する資料
- ※5 恒常的な雇用関係を証明する資料を添付すること。

(別記様式 6 - 2)

本共同研究を総括する者（責任者）の実績

氏名	
所属・役職	

※ 本共同研究を統括する者（責任者）の所属・役職について、学識及び企業双方の所属・役職を持つ場合には、学識及び企業双方の所属・役職を記載すること。

配置 予 定 技 術 者	氏名：	
	現所属・役職：	
	一級建築士 <sup>※1</sup> ： (登録番号：                      所得年月日：                      )	実務経験： 年      ヶ月
	【平成 23 年度以降に受注し、完了した BIM を活用した設計業務に従事 <sup>※2</sup> した実績】	
	業務名： 契約金額： 履行期間： 発注機関名 <sup>※3</sup> 、住所、電話番号： 業務の概要 <sup>※4</sup> ：	
【平成 30 年度以降に着手した同種業務に従事 <sup>※2</sup> した実績】		
業務名： 契約金額： 履行期間： 発注機関名 <sup>※3</sup> 、住所、電話番号： 業務の概要 <sup>※4</sup> ：		

※ 1 関連機関による登録の証明書を添付すること。

※ 2 従事した実績とは、管理技術者（業務等の履行に関し、業務の管理及び統括を行い、設計を行うものをいう。）又は主任技術者（管理技術者の下で各分担業務における担当技術者を総括して設計を行うものをいう。）として設計業務に従事した実績をいう。

※ 3 発注機関名は国、地方公共団体、独立行政法人又は企業等とする。

※ 4 記載した業務については、以下に示す資料を添付すること。

- ・当該業務に係る契約書等の写し、概要の分かる資料及び BIM 活用が分かる資料
- ・当該業務に従事したことを証する資料

※ 5 恒常的な雇用関係、BIM に関する学識経験を証明する資料を添付すること。

(別記様式7)

標準 BIM モデル等の作成に関する費用 (見込み)

1 共同研究名称

発注者のための共同住宅における設計 BIM 導入と環境整備に関する共同研究

2 研究内容

主な研究内容は以下のとおり。

- ① 発注者視点による「業務効率化」に資する設計 BIM 活用の検討
- ② 共同住宅用途の「(検討用) 標準 BIM モデル」の作成
- ③ 設計 BIM における発注者チェック内容、項目の整理
- ④ 共同住宅用途「標準 BIM モデル」の整備とガイドラインの整備

3 作成に要する費用の額

研究項目	研究細目	単位	概算額 (円税抜)
1. 設計 BIM 実施に係る条件整理	1-1	1 式	
	1-2	1 式	
	1-3	1 式	
2. 共同住宅用途の「(検討用) 標準 BIM モデル」検討及び作成	2-1	1 式	
	2-2	1 式	
	2-3	1 式	
3. 標準 BIM モデル活用方法の検討	3-1	1 式	
	3-2	1 式	
	3-3	1 式	
	3-4	1 式	
	3-5	1 式	
	3-6	1 式	
4. 設計 BIM ガイドラインの整備及び「形状及び情報の詳細度表 (EIR)」の検討及び作成	4-1	1 式	
	4-2	1 式	
	4-3	1 式	
小計			
(消費税及び地方消費税相当額)			
計			

(別記様式8)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構本社

総務部長 小澤 宗弘 殿

所在地

会社名

代表者名

担当部署

担当者氏名

連絡先 TEL

### 質 問 書

「発注者のための共同住宅における設計 BIM 導入と環境整備に関する共同研究」に係る共同研究者募集について、次のとおり質問します。

項番	質疑事項

(注) 質問事項が1枚で書ききれない場合は、必要枚数を複写して利用してください。



## 別添 1

### 共同研究協定

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）並びに株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条項に従い、「発注者のための共同住宅における設計 BIM 導入と環境整備に関する共同研究」について協定を締結する。

#### （定義）

第 1 条 この共同研究協定書（以下「協定書」という）において、「知的財産権」とは、以下に掲げる権利をいう。

- 一 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権及び特許を受ける権利
- 二 実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利
- 三 意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権及び意匠登録を受ける権利
- 四 商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に規定する商標権及び商標登録を受ける権利
- 五 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 10 号の 2 のプログラムの著作物又は同項第 10 号の 3 のデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る同法第 21 条から第 28 条までに規定する著作権
- 六 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
- 七 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権及び品種登録を受ける地位
- 八 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）
- 九 前各号の各権利に相当する外国における権利

2 この協定書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明を、実用新案権の対象となるものについては考案を、意匠権、商標権、プログラム等の著作権又は回路配置利用権の対象となるものについては創作を、品種登録に係る権利の対象となるものについては育成を、ノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

#### （共同研究）

第 2 条 甲、乙は、次の研究課題に係る研究を相互に有する技術知識を交換することにより共同で実施する。

- 一 研究課題  
「発注者のための共同住宅における設計 BIM 導入と環境整備に関する共同研究」
- 二 研究目的及び研究内容

## イ 目的

国交省では、建築 BIM の推進に係る取組みとして、建築物の生産プロセス及び維持・管理において、BIM を通じ情報が一貫して利活用される仕組みの構築を図り、建築分野での生産性向上を図ることを目的として、官民一体の推進体制を取る「建築 BIM 推進会議」を組織する等、建築 BIM 活用に向けた市場環境の整備を推進しているところである。しかしながら、民間においては、事業者、設計者及び施工者を兼ねている一部の企業においては BIM 導入が進んでいるものの、未だ BIM 活用の幅が広がっていない状況にある。

更なる BIM 活用や業務の効率化を進めるためには、発注者、設計者、施工者及びサプライヤーとの連携構築が必須であり、その糸口として、発注者が BIM 活用を推進するメリットを見出すことが喫緊の課題となっている。

共同住宅の発注者においては、競争性のある受発注環境を整え、設計業務の実施に際し BIM 活用を前提とした設計図書を作成するために、求める BIM データ仕様と BIM 活用をする際の設計と条件の提示が必要であり、更に発注者、設計者及び施工者が共有できる標準ワークフロー及び標準 BIM モデルが求められているところである。

ついでには、BIM を活用した設計業務の経験が豊富で、設計者として設計段階におけるフロントローディングのワークフロー構築の技術を持つ企業の高いノウハウを活用し、共同住宅における設計 BIM ガイドラインの検討及び作成に取り組むことで BIM 活用を標準化し、日本国内の BIM 活用の可能性を広げ、共同住宅に係る建設業界における建築 BIM の推進に資することを目的とする。

## ロ 内容

主な研究内容は以下のとおりである。

- (1) 設計 BIM 実施に係る条件整理
- (2) 共同住宅用途の「(検討用) 標準 BIM モデル」の検討及び作成
- (3) 標準 BIM モデル活用方法の検討
- (4) 共同住宅用途の標準 BIM モデル作成ガイドラインの整備及び「形状及び情報の詳細度表 (EIR)」の検討及び作成

## 三 実施期間

協定締結日から令和 5 年 3 月 15 日まで

(共同研究の実実施計画)

第 3 条 研究内容、参加する研究員、研究分担、費用及び実施場所については、この協定に付属する共同研究実施計画書のとおりとする。

(覚書の交換)

第 4 条 甲及び乙は、前条に規定する実施計画書に記載される費用負担について、「共同研

究における費用負担に関する覚書」を交換するものとする。

(施設の使用)

第5条 甲及び乙は、共同研究を行うに当たり必要と認めるときは、協議の上、相手方に装置を持ち込むこと又は相手方の実験施設を利用することができる。

(実施計画の変更)

第6条 第3条に規定する実施計画の内容を変更しようとするときは、甲乙協議の上、変更するものとする。

(共同研究の中止)

第7条 共同研究の実施期間中において、甲又は乙のいずれかの業務上の都合又は天災その他やむを得ない事由が生じたため、共同研究を継続することが困難となったときは、甲乙協議の上、共同研究を中止することができる。

2 共同研究の実施期間中において、第2条第1項第2号に定める研究目的及び研究内容、その他本共同研究の目的が達せられないと甲、乙のいずれかが判断した場合には、甲乙協議の上、共同研究を中止することができる。

(共同研究の管理)

第8条 本共同研究の管理は、甲及び乙が共同してこれを行い、本共同研究の効率的推進を図るものとする。

(共同出願)

第9条 甲及び乙に属する研究員が共同研究の結果、共同して発明等を行い、知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権の出願を行おうとするときは、甲と乙が共同して行うものとする。ただし、当該発明等を行った研究員の属する当事者の同意を得たときは、この限りでない。

2 前項の共同出願により取得した知的財産権の持分は、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

3 第1項の出願に当たっては、別に共同出願契約を締結するものとする。

(単独出願)

第10条 甲又は乙のいずれかに属する研究員が共同研究の結果、独自に発明等を行い、知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権の出願を行おうとするときは、当該発明等を行った研究員の属する当事者が行うものとする。ただし、事前に文書でその他の当事者の同意を得るものとする。

(特許権等の実施)

第 11 条 第 9 条第 1 項の共同出願により取得した知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権の実施は、当該発明等を行った研究員の属する機関のいずれかが第三者への業務委託又は請負により実施することを含むものとする。

(共同知的財産権の取扱い)

第 12 条 甲及び乙に属する研究員が本共同研究の結果、共同して発明等を行い、取得した知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権を除く権利については、甲と乙が共同するものとする。ただし、当該発明等を行った研究員の属する機関の書面による同意を得たときは、この限りでない。

2 前項により取得した知的財産権の持分は、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

(共有する知的財産権に要する費用)

第 13 条 甲及び乙は、知的財産権を共有する場合、その持分に応じて、当該知的財産権の取得及び管理に要する費用を負担する。

(単独知的財産権の取扱い)

第 14 条 甲及び乙のいずれかに属する研究員が本共同研究の結果、独自に発明等を行い、取得した知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権を除く権利については、当該発明を行った研究員の属する機関に帰属するものとする。ただし、この場合、事前に相手方の期間の書面による同意を得るものとする。

(既存知的財産権の取扱い)

第 15 条 甲及び乙が共同研究を実施したことに伴い研究成果が発生した場合において、甲及び乙のいずれかの構成員の保有する既存知的財産権を使用しなければ当該研究成果を実施できない場合、当該既存知的財産権の保有者は、甲及び乙の他の構成員が既存知的財産権を非独占的に実施することを承諾するものとする。ただし、その取扱い及び条件等については、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

(著作者人格権)

第 16 条 共同研究において、新たに発生するプログラムの著作物及びデータベースの著作物が得られた場合には、それらの著作物等を創作した者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する著作者人格権を行使しないものとする。

(秘密保持)

第 17 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い相手方から揭示又は開示を受けた情報であつて、揭示又は開示の際に相手方から秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示され、かつ、開示に際し秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下単に「秘密情報」という。）を第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当することを証明できる情報については、この限りではない。

- 一 開示・提供を受けた際、既に公知又は公用であつた情報。
- 二 開示・提供を受けた際、自己の責によらず公知・公用となった情報
- 三 開示・提供を受けた際、既に自ら所有していた情報。
- 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手した情報。
- 五 開示・提供を受けた際、開示・提供された情報及び資料とは関係なく、独自に開発・取得した情報。
- 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、必要最低限の範囲で、秘密情報を開示することができるものとする。

- 一 適用法令又は行政官庁の要請により必要とされる場合
- 二 それぞれの法律顧問又は会計・税務顧問に開示する場合

(研究成果の確認)

第 18 条 研究成果とは、本共同研究に関係する知的財産権、発明等、報告書、実験データなど一切の技術的成果をいい、本共同研究完了後に甲及び乙が協議の上で確認する。

(研究成果の公表等)

第 19 条 甲は、甲における事業実施において前条に定める研究成果を使用するものとし、乙は、これをあらかじめ承諾する。

- 2 乙は、乙の顧客等に提供する技術文書に前条に定める研究成果を使用するものとし、甲は、これをあらかじめ承諾する。
- 3 甲及び乙は、前項に定める以外の方法で前条に定める研究成果を第三者に開示し、使用する場合は、事前に相手方の書面による同意を得るものとする。

(反社会的勢力の排除等)

第 20 条 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団関係企業等の反社会的勢力、その他、これに準ずる者のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力・脅迫的な言動による要求行為、契約上の責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わないものとする。

(有効期間)

第 21 条 この協定の有効期間は、本共同研究の実施期間と同一とする。ただし、この有効期間は、甲乙協議の上、書面による確認により変更できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 9 条（共同出願）、第 10 条（単独出願）、第 17 条（秘密保持）の規定は、本協定満了から 2 年間その効力を有するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 11 条（特許権等の実施）、第 12 条（共同知的財産権の取扱い）、第 13 条（共有する知的財産に要する費用）、第 14 条（単独知的財産権の取扱い）、第 15 条（既存知的財産権の取扱い）、第 16 条（著作者人格権）及び第 19 条（研究成果の公表等）の規定は、各条項の対象事項が全て消滅するまでその効力を有する。

(計画変更等による協定の変更)

第 22 条 甲又は乙のいずれかが自己の業務上の都合等により、この協定に記載された内容を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

(災害時の取扱い)

第 23 条 本共同研究の実施に伴って研究員に発生した事故に関する補償は、当該研究員の所属する機関において負担するものとする。

(再委託)

第 24 条 本共同研究における再委託は、原則として認めない。なお、予め甲に承諾を得て再委託できる業務等は、次表のとおりとする。なお、甲は、次表に記載のない内容については、その作業の質と表の範囲を勘案して再委託の可否を判断するものとする。

再委託不可の内容	① 業務の総合調整マネジメント ② 業務の中核となる成果資料の作成 ③ 打合せ及び内容説明
特に承諾を要しない 業務補助的な業務	【例】 ・コピー、印刷、製本、資料収集、要約等簡易な業務 ・トレース業務、模型製作、パース作成、写真撮影 ・計算（日影、省エネルギー関係、防災関係） ・データ入力（CAD、電算） 等

(その他の事項の取扱い)

第 25 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 月 日

(甲) 所在地 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1  
氏 名 独立行政法人都市再生機構  
総務部長 小澤 宗弘

(乙) 所在地  
氏 名

## 1 目的

国交省では、建築BIMの推進に係る取組として、建築物の生産プロセス及び維持・管理において、BIMを通じ情報が一貫して利活用される仕組みの構築を図り、建築分野での生産性向上を図ることを目的として、官民一体の推進体制を取る「建築BIM推進会議」を組織する等、建築BIM活用に向けた市場環境の整備を推進しているところである。しかしながら、民間においては、事業者、設計者及び施工者を兼ねている一部の企業においてはBIM導入が進んでいるものの、未だBIM活用の幅が広がっていない状況にある。

更なるBIM活用や業務の効率化を進めるためには、発注者、設計者、施工者及びサプライヤーとの連携構築が必須であり、その糸口として、発注者がBIM活用を推進するメリットを見出すことが喫緊の課題となっている。

共同住宅の発注者においては、競争性のある受発注環境を整え、設計業務の実施に際しBIM活用を前提とした設計図書を作成するために、求めるBIMデータ仕様とBIM活用をする際の設計と条件の提示が必要であり、更に発注者、設計者及び施工者が共有できる標準ワークフロー及び標準BIMモデルが求められているところである。

ついでには、BIMを活用した設計業務の経験が豊富で、設計者として設計段階におけるフロントローディングのワークフロー構築の技術を持つ企業の高いノウハウを活用し、共同住宅における設計BIMガイドラインの検討及び作成に取り組むことでBIM活用を標準化し、日本国内のBIM活用の可能性を広げ、共同住宅に係る建設業界における建築BIMの推進に資することを目的とする。

## 2 研究内容及び研究分担

### (1) 研究内容

主な研究内容は以下のとおりである。

- ① 設計BIM実施に係る条件整理
- ② 共同住宅用途の「(検討用)標準BIMモデル」の検討及び作成
- ③ 標準BIMモデル活用方法の検討
- ④ 共同住宅用途の設計BIMガイドラインの整備及び「形状及び情報の詳細度表(EIR)」の検討及び作成

### (2) 研究分担

独立行政法人都市再生機構を甲、共同研究者を乙とする。



研究項目	研究細目	研究分担		備考
		甲	乙	
1. 設計 BIM 実施に係る条件整理	1-1 設計ステージ (S0, S1, S2, S3, S4 <sup>*1</sup> )、ステージで確定する設計条件、設計内容の整理	◎	○	
	1-2 発注者が BIM に求める条件の整理	◎	○	
	1-3 標準 BIM モデル整備におけるプロジェクトの選定	◎	○	
2. 共同住宅用途の「(検討用) 標準 BIM モデル」検討及び作成	2-1 標準 BIM モデル作成に当たっての「(仮) 形状及び情報の詳細度表 (EIR) (BIM 発注者要求条件 (BIM Employers Information Requirements)) に記載する程度」の検討	○	◎	
	2-2 設計ステージごとの「(検討用) 標準 BIM モデル」の検討及び作成 (S0 モデル、S1 モデル、S2 モデル、S3 モデル、S4 モデル)	○	◎	
	2-3 「(検討用) 標準 BIM モデル」を利用した設計ステージごとの発注者メリットの洗い出し	○	◎	
3. 標準 BIM モデル活用方法の検討	3-1 設計ステージごとの発注者の設計 BIM チェック内容及び項目の検討	○	◎	
	3-2 「標準 BIM モデル」において発注者が「情報」の確認及び「確定」した際の「確定情報」とするための仕組みの検討	○	◎	
	3-3 発注者のチェック内容及び項目を確認しやすくするための色塗り図、範囲図を自動作成する「ビュー」や「集計表」等の検証	○	◎	
	3-4 発注者のチェック内容、項目と標準 BIM モデルの連携方法の検討	○	◎	
	3-5 BIM データと標準建築工事仕様書等の BIM モデルの連携手法の検討	○	◎	
	3-6 標準建築工事仕様書連携を使用した精度の高い概算工事費を確認する仕組	○	◎	

研究項目	研究細目	研究分担		備考
		甲	乙	
	みの検討			
4. 設計 BIM ガイドラインの整備及び「形状及び情報の詳細度表 (EIR)」の検討及び作成	4-1 設計ステージごとの標準 BIM モデルを作成するための設計 BIM ガイドラインの検討及び作成。(各ステージの形状と情報の詳細度の検討)	○	◎	
	4-2 EIR に記載する詳細度表の検討及び作成	○	◎	
	4-3 発注者における BIM 活用に係る課題及びメリットに係る報告書の作成	○	◎	

- ・研究分担は◎が主担当、○を担当とする。
- ・共同研究の分担について変更が生じた場合の取扱いについては、甲乙協議の上、決定するものとする。
- ・作成した標準 BIM モデルの著作権は、当機構に帰属するものとする。

※1 「建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン (第1版)」(令和2年3月建築 BIM 推進会議)(以下「建築 BIM 推進会議ガイドライン」という。)による。

### 3 共同研究の実施期間

協定締結日 から 令和5年3月15日 まで

### 4 研究費用(概算額)の負担

共同研究に係る費用(先端技術に係るノウハウ及び検証にかかる労務等の提供を含む)は、2(2)研究分担に応じて各々が負担することを原則とする。

ただし、本共同研究において、将来的に当機構に著作権が帰属する標準 BIM モデル等の作成に関する費用は当機構が負担するものとし、共同研究者と協議の上、別途費用負担に関する覚書を交換するものとする。なお、当機構は、金120,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を目安に標準 BIM モデル等作成<sup>※2</sup>の予算を計画する。

なお、本共同研究に必要な端末及びソフトウェア環境等は乙が自ら用意するものとする。

※2 標準 BIM モデルの規模は別紙による。

5 参加する研究員

所属機関等名称	氏名	役職名
独立行政法人都市再生機構  共同研究者		

6 実施場所

共同研究者の事務所等

7 使用する主な施設及び機械器具

所属名	主な施設

別紙 標準BIMモデルの規模

計画施設概要

名称	スタンダードプラン
敷地の場所	未定
建物用途	共同住宅 (平成31年国土交通省告示第98号別添二第六号第一類とする。)

敷地の条件

敷地の面積	未定
用途地域及び地区の指定	未定

建築物の条件

建物名称	共同住宅
建物規模	
階数	地上11階建て
戸数	98戸
建築面積	約510 m <sup>2</sup>
延べ面積	約4,000 m <sup>2</sup>
計画床面積	約5,600 m <sup>2</sup>
住戸タイプ数	7タイプ
住戸スパン数	7スパン

## 別添2

### 共同研究における費用負担に関する覚書

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日に締結した「発注者のための共同住宅における設計 BIM 導入と環境整備に関する共同研究」に関する共同研究協定（以下「協定」という。）に基づき、費用負担に関して、次のとおり覚書を交換する。

#### （総則）

第1条 甲及び乙は、協定に付属する共同研究実施計画書に従って、別記表示の研究事項を令和5年3月15日までに完了する。

#### （共同研究費及び費用負担）

第2条 本共同研究に当たり、甲は協定に規定する実施計画書に記載の費用について、概算額で金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を負担するものとする。

#### （完了報告）

第3条 乙は、本共同研究完了後、速やかに、甲に対して次の各号に示す事項を記した完了報告書を提出しなければならない。

- 一 本共同研究の実施状況に関する事項
- 二 本共同研究に要した経費状況
- 三 前2号に掲げるもののほか、本共同研究の実態を把握するために必要な事項

2 甲は、前項による報告を受けた場合は、報告を受けた日から起算して14日以内に確認し、確認後は速やかに乙に通知するものとする。

#### （精算）

第4条 乙は、前条の規定による本共同研究成果が適切であると甲から通知を受けたときは、報告内容に基づいた精算書を甲に提出し、甲による確認を経て、甲の共同研究負担金の額を確定する。

2 共同研究負担金は、第2条に定める概算額を限度額とし、前項の確認において確定するものとする。

#### （負担金の支払）

第5条 乙は、前条の負担金の額の確定後に、共同研究負担金を甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定により請求があった場合は、速やかに共同研究負担金を乙に支払うものとする。この場合において、甲が次条及び第7条の規定に従い、乙に対し前払金及び部分払金を支払っている場合は、甲は、共同研究負担金から当該前払金及び部分払金の合計額を控除した残額を支払うものとする。

(前払金)

第6条 乙は、別記表示の共同研究費の概算額の10分の3以内の金額を前払金として甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに当該前払金を乙に支払うものとする。

(部分払)

第7条 乙は、本共同研究の完了前に、本共同研究の出来高相当額の9/10以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、部分払は、6回までとする。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る本共同研究の出来高部分について書面よりの確認をもって甲に求めなければならない。この場合において、甲は、遅滞なくその確認をするための検査を行い、その結果(出来高相当額)を書面をもって乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定による通知があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求のあった場合は、速やかに当該部分払金を乙に支払うものとする。

- 4 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第2項に定める出来高相当額は甲乙協議の上、定めるものとする。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第2項の出来高相当額} \times \left( \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{負担金の額}} \right)$$

- 5 第3項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、本条第1項、第2項及び第4項中「出来高相当額」とあるのは、「出来高相当額から既に部分払の対象となった出来高相当額部分を控除した額」とするものとする。

(中止等の場合の措置)

第8条 協定第7条の規定により本共同研究が中止となった場合又はその他事由により本共同研究が途中で終了した場合において、既に履行中の調査研究があるときは、乙は中止又は終了時点の履行状況について、第3条第1項各号に定める事項を記載した報告書及び当該履行状況に応じた協定第18条に定める報告書等を作成し、甲に直ちに提出するも

のとする。甲は、これら報告書等を確認した上でその出来高を確定し、その結果（出来高相当額）を書面をもって乙に通知する。この場合において、乙は前2条の規定により乙が既に受領した前払金及び部分払金の合計額から当該出来高相当額を控除した残額を直ちに甲に返還するものとする。

- 2 協定第7条の規定により本共同研究が中止となった場合又はその他事由により本共同研究が途中で終了した場合で、既に履行中の本共同研究がないときは、第6条の定めに従い乙が前払金を受領している場合は、前項の規定にかかわらず、乙は当該前払金を直ちに甲に全額返還しなければならない。

（その他の事項の取扱い）

第9条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書交換の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月 日

(甲) 所在地 神奈川県横浜市中区本町6-50-1  
氏名 独立行政法人都市再生機構  
総務部長 小澤 宗弘

(乙) 所在地  
氏名

## 別記

### 共同研究概要

本共同研究は、BIM を活用した設計業務の経験が豊富で、設計者として設計段階におけるフロントローディングのワークフロー構築の技術を持つ企業の高いノウハウを活用し、共同住宅における設計 BIM ガイドラインの検討及び作成に取り組むことで BIM 活用を標準化し、日本国内の BIM 活用の可能性を広げ、共同住宅に係る建設業界における建築 BIM の推進に資することを目的とする。

研究事項	共同研究費	実施年度
1. 設計 BIM 実施に係る条件整理		令和 3 年度
2. 共同住宅用途の「(検討用) 標準 BIM モデル」 検討及び作成		令和 3 年度
3. 標準 BIM モデル活用方法の検討		令和 4 年度
4. 設計 BIM ガイドラインの整備及び「形状及 び情報の詳細度表 (EIR)」の検討及び作成		令和 4 年度
合計		

以 上